

『東三河後見センター』会報 第42号

発行者：認定 NPO 法人東三河後見センター

平成 29 年 12 月 18 日発行

〒442-0033

電話 (0533) 80-2707

豊川市豊川町辺通 4-4 豊川商工会議所 3 階

FAX (0533) 80-2708

ホームページアドレス：<http://higashimikawakouken.or.jp>

市民後見東三河モデルと東三河地域連携ネットワークづくり

市民後見東三河モデルとは

当法人の前身は、知的障害者福祉に関わる人たちが集まって、法人後見ができる法人づくりをめざした市民団体「成年後見制度を考える会」です。平成 19 年 2 月、法人後見をボランティア活動で担う NPO 法人を設立しました。しかし、ボランティアで活動できる職員は限られており、後見ニーズの増大から、3 年程すると職員不足で相談や後見人の受任依頼を受け切れなくなりました。そこで市民後見人養成研修を開始し、その修了者から法人後見の担い手が次々と輩出して法人後見を新たに受任することができました。その後、市民後見人養成講座を 2 回開催し、今では市民後見人候補者は 33 名まで増え、当法人の法人後見受任件数の半数近くを市民後見人が担っています。市民後見人を日常的に支援するのは当法人の常勤及び非常勤職員です。

様々な課題を抱えながらも、東三河後見センターでは法人後見と市民後見はごく自然に、分かちがたく拡大してきました。法人後見の多くを市民後見人が担うこのような形を「市民後見東三河モデル」と勝手に名付けましたが、全国の事例と比較しても先進的な形の一つであることは疑いないところです。

各市の中核機関と広域の地域連携ネットワークで機能分担を

成年後見制度利用促進基本計画（以下「基本計画」という）が平成 29 年 3 月に閣議決定されて以来、「全国どの地域においても成年後見制度の利用が必要な人が制度を利用できるような地域体制をめざす」ため、「権利擁護支援の地域連携ネットワーク及び中核機関の整備」が求められています。

多くの地域では、まず市町村の中核機関を作ることが最大の課題となっており、これだけでも 2、3 年はかかります。東三河地域では、幸い全 5 市が社協に委託して成年後見支援センターを開設しており、「中核機関」の機能の相当部分をすでに実態として持っています。成年後見の相談、申立支援、法人後見受任の実践を積み上げてきた経験は貴重な財産です。

基本計画では、地域連携ネットワークと中核機関が担うべき機能として次の 4 つの機能を段階的・計画的に整備することが求められています。①広報機能、②相談機能、③成年後見制度利用促進機能、④後見人支援機能です。このうち「③成年後見制度利用促進機能」には、「親族後見人候補者の支援」「市民後見人候補者等の支援」「受任者調整」「家庭裁判所との連携」「市民後見人の研修・育成・活用」「法人後見の担い手の育成・活用」などがあげられています。

これらの機能すべてを各市の成年後見支援センターがもつことが必ずしも合理的なわけではありません。各市の中核機関の機能を補完して役割分担し、かつ、まだセンターを持っていない町村の体制整備のため、裁判所、行政機関、社協はじめ、様々な専門職、業界等の関係団体と連携し、東三河全体をカバーする広域の地域連携ネットワークを 2、3 年かけて構築できれば、今後 10 年、15 年くらいを見通した東三河地域の成年後見の形がほぼ整うでしょう。

（代表理事 長谷川卓也）

平成 29 年度市民後見人フォローアップ講座について

前回の会報で報告したとおり、第 1 回目は終了しました。第 2 回目も豊川市が主催し、当法人が実施機関として、平成 29 年度 市民後見人フォローアップ講座を開催しました。

(平成 29 年 9 月 23 日 (土) 豊川市勤労福祉会館 視聴覚室)

受講の対象者は、昨年度の養成講座の修了者及び当法人が実施してきた養成研修の修了者で、当法人の市民後見人候補者名簿の登録者、地域で実際に権利擁護活動に従事している方、権利擁護活動に関心のある方、総勢 17 名の受講がありました。

今回の講座のテーマは「身上監護と財産管理」とし、講座のねらいを①身上監護の基本と身上監護として行われる事務を理解する。②財産管理の基本と財産管理の内容について理解する。③身上監護と財産管理が表裏一体であることを確認する。としました。午前中に、工藤が「身上監護と財産管理」について、昨年度の養成講座の復習も兼ねて講義を実施。その後、午後の演習がスムーズに行われるよう、ウォーミングアップとして「価値観」をテーマにいくつかのワークをしていただきました。午後からは、「グループホームが嫌だという訴え」のある被後見人の対応についてと、「知人との遠出」を希望されている被後見人に対する対応について、グループワークを通して意見の交流をしました。



いよいよ第 3 回目のフォローアップ講座が平成 30 年 1 月 28 日 (日) に実施されます。テーマはずっと予告してきましたが、「意思決定支援について」理解を深めたいと思います。具体的には愛知県社会福祉士会ぱあとなあ所属の講師を迎え、演習を中心としながら①判断能力の有無にかかわらず、意思決定を支援する必要があることを理解する。②本人の意思の確認、支援内容の選択と同意が必要であることを理解する。③高齢、障がい等の分野に限らず、幅広い視野で意思決定の支援を行うことを学ぶ。④意思決定支援のプロセスを学ぶ。以上の 4 点について学習ができたかと考えています。

さて、意思決定支援の必要性については 2015 年 1 月 10 日に実施した、成年後見ミーティング (学習会) で作成し配布した資料がありましたので一部修正し、抜粋して紹介します。

「意思」が漠然とした思いも含む概念であれば、認知症が重度である方、知的障がいや精神障がいのある方についても「意思」があるということを前提に考える必要があります。

介護保険制度が始まる前 (措置制度) の社会福祉諸制度は、支援が必要な方について、本人の意思よりも、支援者による「自分自身でできない人たちのためにやってあげること、決めてあげること (for の支援)」が中心でした。介護保険制度が始まってからは (利用契約制度)、ある福祉サービスを利用する場合、そのサービスを利用するか否か本人が「自己選択」し、「自己責任」(?) に基づく、「自己決定」が求められるようになり、本人の主体性が重んじられるようになりました。

「自己選択」、「自己決定」の支援が必要な場面では、本人が福祉サービスの情報を知り、『利用してみたい』と心の中に思ったか否か、支援者が福祉サービスの情報を本人にわかりやすく伝えることができているか否かをも確認しながら、漠然とした思いも含む「意思」の部分まで確認することが求められ、「意思」の部分に対しても支援の対象にしていこうということが支援方法の潮流となっています。(自己決定支援から意思決定支援へ) 従って、成年後見人等として成年被後見人等と接する際には、意思を尊重した支援が必要であり、たとえ代理権があるとしても、本人の「思い」を探る工夫が必要だと思います。

(文責 工藤 明人)

認定 NPO の継続にお力添えを・・・。

当法人は愛知県より平成 27 年 2 月 13 日から平成 32 年 2 月 12 日までの 5 年間、「認定 NPO」と名乗ることができる組織として認定を受けております。ちょうど認定を受けて中間年度に当たる場所ですが、今一度、認定 NPO について説明をさせていただき、当法人の認定が継続できるよう皆様の支援を賜りたいと思います。

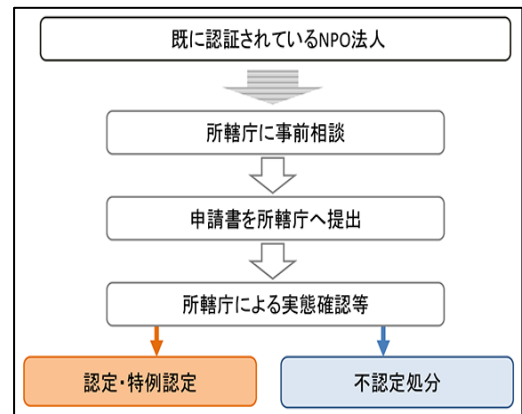
1. 認定 NPO とは？認定特定非営利活動法人制度(認定 NPO 法人制度)の概要

認定特定非営利活動法人制度(認定 NPO 法人制度)は、NPO 法人への寄附を促すことにより、NPO 法人の活動を支援するために税制上の優遇措置として設けられた制度です。

以前は国税庁長官が認定を行う制度でしたが、平成 23 年法改正により平成 24 年 4 月 1 日から所轄庁が認定を行う新たな認定制度として創設されました。NPO 法人が、比較的形式的に「公益性ある団体であるか」を判定して認証されているのに対し、認定 NPO 法人はより高い税制優遇を適用するために「より客観的な基準において、高い公益性をもっている」ことを判定された法人であるということです。内閣府 NPO ホームページによれば、平成 29 年 10 月 31 日現在、認定 NPO 法人の法人数は全国で 953 法人です。そのうち、愛知県内の認定 NPO 法人は 39 法人です。

2. 認定までの流れ

認定を受けようとする NPO 法人は、右図のように認定申請書等を所轄庁に提出します。(提出日を含む事業年度の初日において、設立の日から 1 年を超える期間が経過している必要があります。)提出書類である、各事業年度の寄附者名簿をはじめ、認定の基準に適合する旨を説明する書類及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類及び寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類等により所轄庁の実態確認等を経て一定の基準を満たしていれば、認定が受けられます。



3. 認定の基準について

認定 NPO 法人等になるための一定の要件とは、1～8 の基準を満たすことが必要となります。

- 1.パブリック・サポート・テスト(PST) に適合すること(特例認定は除きます。)
- 2.事業活動において、共益的な活動の占める割合が、50%未満であること
- 3.運営組織及び経理が適切であること
- 4.事業活動の内容が適切であること
- 5.情報公開を適切に行っていること
- 6.事業報告書等を所轄庁に提出していること
- 7.法令違反、不正の行為、公益に反する事実がないこと
- 8.設立の日から 1 年を超える期間が経過していること

1 から 8 の基準を満たしていても、暴力団、又は、暴力団若しくは暴力団の構成員等の統制下にある法人など、欠格事由に該当する NPO 法人は認定を受けることができないとされています。

3. 当法人が重視している「パブリック・サポート・テスト(PST)に関する基準」について

パブリック・サポート・テスト(PST)とは、広く市民からの支援を受けているかどうかを判断するための基準であり、認定基準のポイントとなるものです。PST の判定に当たっては、「相対値基準」、「絶対値基準」、「条例個別指定」のうち、いずれかの基準を選択できることとなっています。当法人は「絶対値基準」を採用しています。

相対値基準	実績判定期間における経常収入金額のうちに寄附金等収入金額の占める割合が5分の1以上であることを求める基準です。
絶対値基準	実績判定期間内の各事業年度中の寄附金の額の総額が 3,000 円以上である寄附者の数が、年平均 100 人以上であることを求める基準です。
条例個別指定	認定 NPO 法人としての認定申請書の提出前日までに、事務所のある都道府県又は市区町村の条例により、個人住民税の寄附金税額控除の対象となる法人として個別に指定を受けていることを求める基準です。ただし、認定申請書の提出前日までに条例の効力が生じている必要があります。

当法人は、前回の判定期間の平成 24、25 年度の間、この絶対値基準である「実績判定期間内の各事業年度中の寄附金の額の総額が 3,000 円以上である寄附者の数が、年平均 100 人以上であること」を満たしました。

今後も認定を維持するためには、平成 27 年 2 月 13 日から平成 32 年 2 月 12 日の各事業年度中に平均 100 名以上の方から 3,000 円以上の寄付が必要となります。(賛助会員年会費も寄付とみなされます。)最初に、中間年度と記載しましたが、各事業年度中に 100 名以上の寄付者や賛助会員を募ることはなかなか難しい作業となっています。理想的には、100 名以上の賛助会員がいて、毎年度会費の納入があれば嬉しいのですが……。その当法人の会員資格は定款によると会費の納入後 2 年間は会員資格があるということになっています。できれば会費は毎年ごとに納入をいただきますと大変助かります。今回の会報には「平成 29・30 年度 会員入会、寄付金のお願い」というご案内と 29 年度の納入が発行日までに確認ができなかった会員様に振込用紙を同封させていただいています。ご協力をお願いします。

4. 個人が認定NPOに寄付した場合の税制上の優遇措置

認定 NPO 法人になると、一般の NPO 法人にはない 4 つの“税制優遇” が適用されます。しかもこの制度のすばらしいところは、「認定を受けた法人」つまり自分たちに対する優遇（みなし寄附金制度）だけでなく、“寄付をしてくれた方”に対しても大きな優遇がある”点です。認定 NPO への寄付は、①「寄付していただいた個人の皆様」に対しても（寄附金税制）、②「寄付していただいた企業・法人」にも（損金算入限度額の拡大）、さらに ③「相続財産を寄付していただいた相続人」にも（寄付額分の非課税）、というメリットがあります。詳しくは、別紙「平成 29・30 年度 会員入会、寄付金のお願い」の裏面をご確認ください。寄付という行為に、一層前向きになれることを期待します。

※認定 NPO の詳細は内閣府 NPO ホームページで確認できます。

(<https://www.npo-homepage.go.jp>)

(文責 工藤明人)

ケースファイル 19

古瀬 修 氏

『被保佐人の貸与農地に関する一事例』

農業に関してははずぶの素人である私が、本人は農業を営まず、近くに住む知人に農地を貸与している 50 歳代の男性の保佐人を担当したのは、今から 8 年前でした。本人は療育手帳 B 判定でしたが、一般企業に障害者枠で就労していました。

その農地は申し立て時の財産目録に記載されており、耕作できる知人に貸与し、年貢米として毎年いくらかの米をもらい受けていると、本人と家族から知らされていました。しかし、親の代に行われたと思われるその貸与は、いつ、どのような約束でなされたか、詳細は全くわかりませんでした。

貸与契約は引き継がれていましたが、親の代になされ、被保佐人が特に問題を指摘しなかったため、私はその貸与について詳しく調べることをせず現在に至ってしまいました。

後見センターでは最近、農地を含め土地取引の問題が数多く発生し、特に農地では農協との関係、水や土地改良区など多くの問題がある事を知り、貸与している土地が問題なく管理されているかを確認する必要がある事を知りました。

その土地は 3 か所で、被保佐人に相続され登記されているかの確認、土地の具体的な場所と現地確認、そして貸与している知人の確認とその知人との面会を決め、本人及び家族と話し合いを持ちました。

事前に法務局で取得した土地の登記簿謄本で相続登記が終了していることを確認し、記載の土地の場所を本人と家族に聞くも明確な回答はありませんでした。また、一緒に現地に行っても、このあたりという不明確なものでした。

最終的に、年貢米をもらい受けている、貸与先と思われる農家を訪問し話を聞いた結果、貸与されているのは 2 か所で、もう 1 か所は貸与されておらず、貸与の 2 か所も 2 軒の農家に別々に貸与され、そのうちの 1 か所でその農家が稲作を行っていました。

もう一人の貸与者は近隣の農家で、さっそく確認に伺うと、貸与は間違いない事でしたが、その土地は耕作されておらず荒れた状態でした。この農家も高齢の女性が対応しており、自分では耕作が出来ずまた貸しをしたりして、今はその女性が 1 年に 1 回程度除草剤を散布しているとの事。やはり、問題がなくても就任時にきっちり確認しておくべきだったと痛感しました。

貸与していない土地は柿畑が散在する山の中で、境界がはっきりしない荒地となっていました。いまこの問題の整理をしている所ですが、稲作を行っている農家も、高齢のため今年いっぱい耕作を辞める意向で、後を引き継ぐ人を探して頂けるとの事で依頼した結果、農協を通じて新たな耕作者が見つかったとの連絡を受けました。ただ、やはり素人で分りづらいのですが、最初の貸与がそうであったように口約束で話が進むようで、保佐人としてどのように対応すべきか検討を要するところです。

残る 1 か所の貸与地は、借主の農家が耕作者を探してみると言われたため、その結果次第ですが、見つからなければ年に 1 ～2 回除草剤を散布して現状維持に努め、残る山中の土地は、周囲に同様の土地もあり周りに迷惑をかける恐れは少ないため、現状のまま行かざるを得ないと考えています。未耕作の農地の課税が強化されつつある現今、売るにも売れず、耕作者も見つからない状況は保佐人として悩ましい問題です。



会員紹介

「はじめまして、東三河後見センター会員さま」 山本達也

昨年の10月に賛助会員として東三河後見センターに入会させていただきました。市民後見人養成講座を受講した訳でもなく、何の取り柄もない私を迎えていただきありがとうございます。そのきっかけは、長谷川代表へのインタビューから始まりました。

私は昨年の3月に現在勤めている施設（特養）を定年となり、法人の継続雇用制度で引き続き働いています。そんな時期に何を思ったのか社会福祉士の基礎研修を受講し始めました。平成14年に資格を取って以来何も勉強してこなかったため、反省することしきりですが、後見人という仕事に関心を持ったのがきっかけでもありました。現在の社会福祉士の研修要項では、基礎研修のⅠ～Ⅲを3年かけて受講した後、成年後見人材育成研修を受講し、権利擁護センターぱあとなあの成年後見人等候補者名簿に登録をしなければ後見人の候補になることが出来ません。長い道のりだと思いました。何でこの歳でとも思いましたが、やり始めた以上目指すべき場所までいかなければ話になりません。（※長谷川代表へのインタビューは、基礎研修レポートの課題達成のためお願いしたものでもあります。感謝しております。）

前置きが長くなりました。この小文を読まれている皆様も、そろそろ本題にと思われているのではないかと思います。もう少しお付き合いください。

自分の人生の半分以上を今の施設で働いてきました。誰かのためだと思いケースワークを、グループワークをしてきたつもりです。もう一度始まりにかえってケースワークをしてみたいという気持ちが抑えがたく、後見人になりたいと思ったわけです。あと1年数ヶ月の月一回スクーリングと、10本以上のレポートに挑戦して、目指す後見人になりたいと思っています。会員の皆様どうかそっと見守っていただければ幸いです。今後ともよろしく願いいたします。

東三河後見センターの今後の予定(12月～3月)

☆ミーティング

開催日 毎週火曜日 午前9:20より2時間弱

場 所 豊川商工会議所3階

第1研修室又は第2研修室

12月26日(火)

ミーティング後会食 写真撮影(10周年記念誌等用)

1月12日(金)

理事会 19:00～ 豊川商工会議所3階 第1研修室

1月16日(火)

事務局会議 13:30～ 事務局職員

1月28日(日)

第3回市民後見人フォローアップ講座 「意思決定支援について」

2月13日(火)

事務局会議 13:30～ 事務局職員

3月9日(火)

理事会 19:00～ 豊川商工会議所3階 第1研修室

3月13日(火)

事務局会議 13:30～ 事務局職員

3月15日(木)

成年後見制度実務者連絡会 ウィンクあいち



※12月29日～1月3日の期間は事務所閉鎖します。電話はいつでもつながります。

平成29年度 正会員、賛助会員費納入者及び寄付者一覧

多くのご支援を賜りありがとうございます。

(平成29年 12月 14日現在)

正会員費納入者（納入順、敬称略）52名

- ・武重傳・近藤由美子・高柳大太郎・鈴木光子・上江富士夫・福住幸子・齋藤尚・丸山智子
- ・小野晴美・五十嵐光子・荻邦子・細野京子・中村成人・二村良子・杉浦弥生・飯星睦生
- ・杉山智子・西川邦輔・工藤明人・田中義人・藤堂三男・藤田慎・花田玲子・中島由恵
- ・岡本守・村川賢一・長谷川卓也・本多啓枝・星野裕・今泉博充・佐藤美子・鈴木享子
- ・石原香・加藤啓子・緒河睦子・吉田徹・梅田大己・金田貴子・影山恒太・大嶽理恵
- ・豊田和浩・水野遠次・神谷典江・舟越正行・高森陽一郎・今泉全勝・長坂宏・小林佳子
- ・井上裕一・水野美知代・池田進・古瀬修

賛助会員費納入者（納入順、敬称略）52名

- ・北村隆信・金澤富雄・山口はるみ・日比修治・八木憲一郎・夏目滋・磯村隆樹・室井啓恵
- ・小川祐子・大橋美南子・夏目みゆき・秋田誠二・横田和子・加藤明代・津田句子・伊与田千鶴子
- ・大須賀康・都築昭吉・佐々木宏直・佐々木直子・白井公江・鈴木義雄・樋口茅子・足木充邦
- ・木下義勝・中谷芳孝・三浦正博・清水則子・藤井幸夫・吉本京子・峯田禎三・成瀬明子・山口純子
- ・河合康隆・大林充始・藤田裕子・藤田恭子・水野登代子・長谷川哲也・長谷川泰子・豊田弘子
- ・寺部敦子・多々内崇文・北沢悦子・寺田順子・山本達也・中野正二・足立和男・古川伸
- ・彦坂ケサエ・彦坂敏・室田満秋

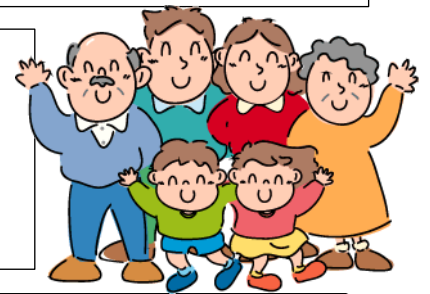
法人正会員費納入者（納入順、敬称略）0法人

法人賛助会員費納入者（納入順、敬称略）6法人

- ・フレンドリーハート・むつみ会 ・豊川市知的障害者育成会・豊川市医師会
- ・蒲郡市社会福祉協議会 ・コープあいち

寄付者（納入順、敬称略）24名

- ・福住幸子・荻邦子・鈴木幸子・小川祐子・北村隆信・中村成人
- ・田中義人・金沢富雄・山本範正・中島由恵・岡本守・村川賢一
- ・廣永義昭・和田肇・石原香・梅田大己・勝見康夫・杉山智子
- ・池田知浩・池田敏晃・伊東弘子・岡本みち子・舟木理恵・鈴木光子



第3回 平成29年度市民後見人フォローアップ講座のお知らせ

日時：平成30年1月28日（日）9:30～16:00

会場：豊川市勤労福祉会館 視聴覚室 定員 40名

内容：「意思決定支援について」演習が中心です。

受講者：平成28年度市民後見人養成講座修了者及び権利擁護活動に従事

されている方で受講を希望される方は、資料の準備のため

平成30年1月16日（火）までに事務局へご連絡ください。

認定 NPO 法人東三河後見センター状況一覧

☆成年後見制度 受任 支援 概況

(平成 29 年 12 月 12 日現在)

	後見	保佐	補助	後見監督	合計
平成 29 年 3 月 31 日現在	43	15	12	1 (保佐)	71
受任者数 (平成 29 年 4 月～)	8	3	0	0	11
終了 (平成 29 年 4 月～)	4	1	1	0	6
平成 29 年 12 月 12 日現在受任	47	17	11	1	76

★市町別受任一覧 (被後見人等の実際の住所地で示してあります。)

	豊川市	新城市	豊橋市	蒲郡市	田原市	設楽町	その他	合計
認知症	18 名	5 名	1 名	4 名	0 名	0 名	0 名	28 名
知的障がい者	15 名	4 名	3 名	2 名	1 名	14 名	2 (岡崎市)	41 名
精神障がい者	3 名	1 名	2 名	0 名	0 名	0 名	1 (名古屋市)	7 名
合計	36 名	10 名	6 名	6 名	1 名	14 名	3 名	76 名

☆市民後見人の受任状況

	後見	保佐	補助	合計
認知症	12 名	2 名	1 名	15 名
知的障がい者	16 名	4 名	2 名	22 名
精神障がい者	0 名	1 名	0 名	1 名
合計	28 名	7 名	3 名	38 名

市民後見人 20 名の方が上記表の 38 名の後見事務を担当しています。

※「市民後見人」とは、当法人が名古屋家庭裁判所豊橋支部に提出した、市民後見人候補者名簿搭載者で、法人後見の事務担当者として任命し、実際に活動している方のことをいいます。

賛助会費 寄付金のお願い

(平成 29 年 4 月 1 日～12 月 14 日現在)

正会員費納入者： 52 人

(法人正会員 0 含む)

賛助会員費納入者： 52 人

(法人賛助会員 6 含む)

寄付者 (3,000 円以上) 24 人

(重複してご寄付を頂いている方は 1 名とカウントしています。)



☞ 会員入会・寄付のご案内 ☞

皆さまのご支援ありがとうございます。

※会員費納入者数で表示しています。正会員・賛助会員数を示すものではありません。

編集後記

1 年、1 年が本当に早く過ぎ去っているように感じています。「光陰矢の如し」とはよく言ったものです。成年後見制度は「利用促進法」、「利用促進基本計画」にもあるように、どこの地域で生活されていても本人が安心して、メリットを感じられることが求められています。過ぎ去る日々の支援を内省しつつ新年を迎えたいと思います。時節柄、みなさまもご自愛くださり、よいお年をお迎えください。